

消費者契約法に関連する消費生活相談件数 ～ 法施行後 5 年 ～

国民生活センターや各地の消費生活センターにおける消費者契約法に関連する消費生活相談（以下、関連消費生活相談という）の状況については、国民生活センターにおいて取りまとめて公表しています。消費者契約法施行後 5 年の関連消費生活相談の状況は以下のとおりです。

消費者契約法に関連する消費生活相談件数

2001年 4月 1日から2006年 3月31日までに国民生活センター及び各地の消費生活センターで受付け、2006年 5月末日までに P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）により把握できた消費者契約法に関連する消費生活相談（ ）は合計8,776件です。第 4 条関連の相談が7,541件（85.9%）、第 8～10条関連の相談が1,179件（13.4%）となっています。第 4 条関連の相談を項目ごとに見ると、「不実告知」が4,729件と最も多く、次いで「監禁」（退去妨害）1,297件などでした。

消費者契約法に関連する消費生活相談とは

P I O - N E T に登録される消費生活相談のうち、消費者契約法が施行された2001年 4月 1日以降に消費者が事業者と契約をしているもので、かつ相談を受付けた消費生活センターがその相談処理を行なう際に消費者契約法を利用した相談をいいます。消費者契約法の要件に該当すると考えられる事例であっても、「特定商取引に関する法律」等に規定されるクーリング・オフ制度で解決されたものなどは含まれません。

消費者契約法に関連する消費生活相談件数

相談受付期間		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2001～2005年度
消費者契約法に関連する相談		1,403: 100.0%	2,132: 100.0%	1,856: 100.0%	1,514: 100.0%	1,871: 100.0%	8,776: 100.0%
第 4 条関連の項目	不実告知	615: 43.8%	1,043: 48.9%	1,050: 56.6%	887: 58.6%	1,134: 60.6%	4,729: 53.9%
	断定的判断の提供	134: 9.6%	222: 10.4%	263: 14.2%	206: 13.6%	299: 16.0%	1,124: 12.8%
	不利益事実の不告知	38: 2.7%	50: 2.3%	81: 4.4%	62: 4.1%	51: 2.7%	282: 3.2%
	不退去	191: 13.6%	230: 10.8%	210: 11.3%	171: 11.3%	222: 11.9%	1,024: 11.7%
	監禁（退去妨害）	306: 21.8%	407: 19.1%	256: 13.8%	147: 9.7%	181: 9.7%	1,297: 14.8%
（ 4 条関連全体）		1,170: 83.4%	1,814: 85.1%	1,621: 87.3%	1,302: 86.0%	1,634: 87.3%	7,541: 85.9%
第 8～10条関連の項目	問題契約書	198: 14.1%	309: 14.5%	238: 12.8%	207: 13.7%	227: 12.1%	1,179: 13.4%
その他		69: 4.9%	31: 1.5%	10: 0.5%	23: 1.5%	29: 1.5%	162: 1.8%

（注 1）データは2001年 4月 1日から2006年 3月末日までに受付けた相談のうち、2006年 5月末日までに P I O - N E T に登録されたもの。

（注 2）各項目はマルチカウント。表中の割合は各相談受付期間別の全体数を100として算出した値である。